

1 埼玉県内公共図書館等における資料保存に関する調査の結果

貴施設の資料保存体制について、以下の質問にお答えください。

質問 1. 収蔵能力 開架 約 () 冊 閉架 約 () 冊

質問 2. 蔵書数 開架 約 () 冊 閉架 約 () 冊

* 質問 1, 2 とも平成 24 年度末の数値で御記入ください。

* 複数館をお持ちの市町村は、自治体内の合計数をお書き下さい。

収蔵能力 (冊)			蔵書数 (冊)			収蔵率 (%)
開架	閉架	計	開架	閉架	計	
10,734,900	7,067,100	17,802,000	12,684,254	6,381,830	19,066,084	107.1

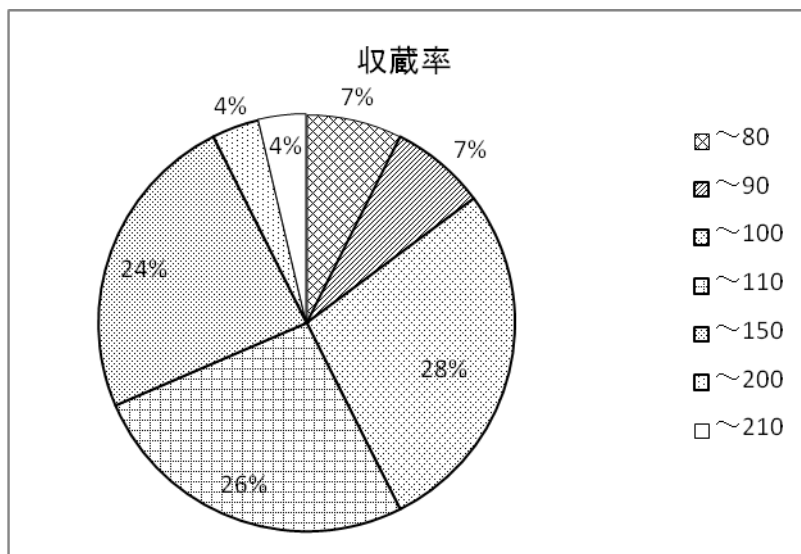
※平成 24 年度末現在

※収蔵能力不明の館を除いた値

現在の埼玉県内公共図書館等全体の収蔵可能冊数は、17,802,000 冊。それに対し、蔵書冊数は 19,066,084 冊であり、収蔵可能冊数を 1,264,084 冊超過している。

平成 16 年度実施した資料保存に関するアンケート調査時点と比較すると、収蔵可能冊数は 414,864 冊の増加（前回 17,387,136 冊。ただし、今回不明の館が 9 館と前回の 2 館に比べ多かったため、実態は、もっと増加していると思われる）であるのに対し、全体の蔵書冊数（収蔵能力不明の館を含む）は 22,327,814 冊であり、前回（18,301,604 冊）より 4,026,210 冊と大幅に増えている。

収蔵率 (%)	~ 80	~ 90	~ 100	~ 110	~ 150	~ 200	~ 210
図書館数	4	4	15	14	13	2	2



収蔵率については、有効回答 54 館（不明：8、未回答 1）のうち、収蔵率 100%以上の図書館が 31 館となっており、約 6 割の図書館が収蔵能力を超えている。また、残りの 23 館のうち 15 館が収蔵率 90%以上となっている。なお、蔵書数全体における収蔵率は、107.1%であり、前回調査時（107.5%）とほぼ同じ結果となっている。

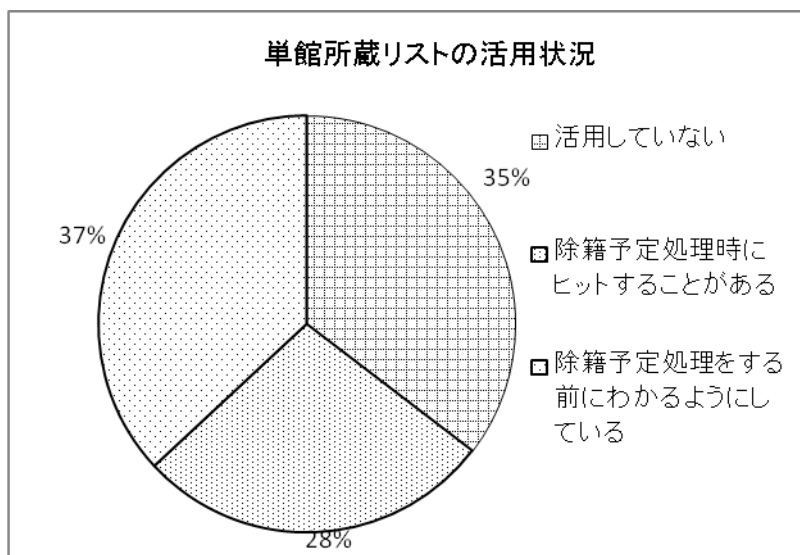
質問 3. 単館所蔵リストの活用状況について該当するものを回答欄に御記入ください。

（b、c の冊数が不明の場合は、「冊数は不明」を丸で囲んでください）

回答欄 3 ()

- a. 単館所蔵リストを活用していない
- b. 単館所蔵リストの資料が除籍予定処理時にヒットすることがある
→年間 () 冊程度 うち汚破損・紛失等で実際に除籍した資料 () 冊程度
(年によって異なるため、およその数で構いません)
・冊数は不明
- c. 単館所蔵リストの資料は除籍予定処理をする前にわかるようにしているが、可能であれば除籍したいと思うものがある
→年間 () 冊程度 うち汚破損・紛失等で実際に除籍した資料 () 冊程度
・冊数は不明

		b : ヒット数 - 除籍数、c : 除籍予定数 - 除籍数
a	2 3	—
b	1 8	10-5、100-100、2-0、10-0、不明 11、無回答 3
c	2 4	10、1-0、60-2、5-0、5-0、不明 18、無回答 1

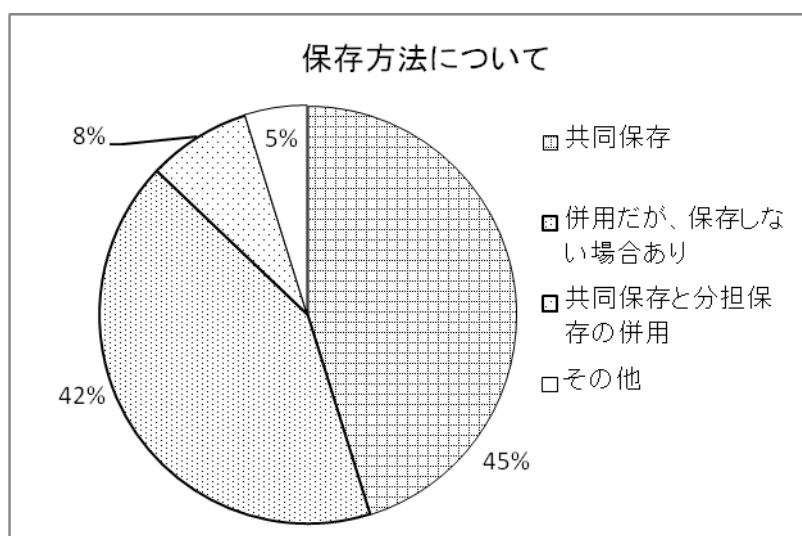


単館所蔵リストを活用している図書館は、全体の約 6 割であった。

質問 4. 図書館ネットワーク専門委員会では、単館所蔵資料の保存方法として、「共同保存方式」（共同保存場所を使いその収蔵可能な冊数の範囲で保存する方法）と現在のような県内各館で保存が必要な資料を分担して保存する「分担保存方式」を比較検討しています。次のうち、貴館の御意見に近いものはどれですか。a～dの内、該当するものを回答欄に御記入ください。 回答欄 4 ()

- a. 共同保存場所が完成した場合は、共同保存場所で所蔵できる分のみ保存し、分担保存はやめる
- b. 共同保存場所が完成しても、分担保存を続けることは構わないが、分野等によっては、保存しない
- c. 共同保存場所が完成しても、現状の分担保存を続ける必要がある
- d. その他 ()

a	28
b	26
c	5
d	3



保存方法については、共同保存方式と共同保存と分担保存の併用方式がほぼ同数という結果となった。

問 5. 現在、各館で保存していただいている単館所蔵資料について、今後も継続して保存した方が良くと考えられるもの5つ、保存の必要がないと思われるもの5つを下記の「あ」～「な」から選んで該当するものを回答欄に御記入ください。

NDCの分類番号で御記入くださっても構いません。

- あ. 単館所蔵の資料全て
- い. 日本の小説
- う. 外国の小説
- え. 小説・エッセイ全般
- お. IT関係
- か. 旅行案内
- き. 法律関係
- く. 年鑑・年報・統計書・白書類

- け. 医学関係
- こ. ベストセラー本
- さ. 手芸・工作
- し. 料理関係
- す. 文庫本
- せ. 写真集
- そ. 外国語資料
- た. 文学全集
- ち. 実用書
- つ. 本体価格が一定以上の資料
- て. 本体価格が一定以下の資料
- と. 利用が一定期間ないもの
- な. その他 ()

回答欄 5

優先的に保存	1	2	3	4	5
保存不要	1	2	3	4	5

	優先的に保存	保存不要
あ. 単館所蔵の資料全て	1 0	0
い. 日本の小説	2 6	0
う. 外国の小説	1 9	1
え. 小説・エッセイ全般	3 7	0
お. IT関係	0	4 1
か. 旅行案内	1	4 9
き. 法律関係	1 3	1 2
く. 年鑑・年報・統計書・白書類	4 5	3
け. 医学関係	5	1 6
こ. ベストセラー本	1 1	9
さ. 手芸・工作	1	2 3
し. 料理関係	1	3 2
す. 文庫本	4	6
せ. 写真集	1 4	2
そ. 外国語資料	1 7	3
た. 文学全集	3 4	1
ち. 実用書	4	2 7
つ. 本体価格が一定以上の資料	1 6	0
て. 本体価格が一定以下の資料	0	3

と．利用が一定期間ないもの	1	1 1
な．その他	5	7

優先的に保存と保存不要のそれぞれ上位 5 項目は、以下の通り。

順位	1	2	3	4	5
優先的に保存	年鑑・年報・統計書・白書類	小説・エッセイ全般	文学全集	日本の小説	外国の小説
保存不要	旅行案内	I T 関係	料理関係	実用書	手芸・工作

その他

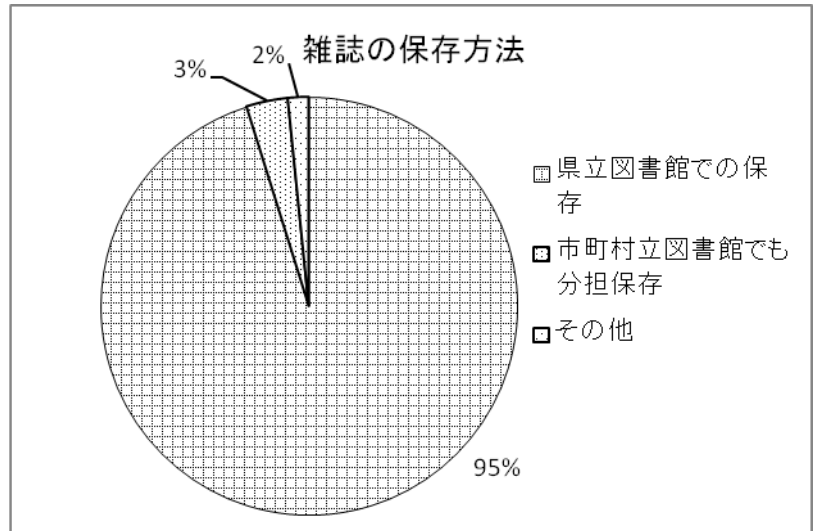
- ・館によって必要な資料というのは利用者の特性によるものであるからアンケートだけの結果では難しい（春日部市）。
- ・新版が出て旧版になったもの（川口市）
- ・優先的に保存 分類：360、370、380、590 保存不要 分類：030、330（川島町）
- ・資料的価値がなくなったもの（坂戸市）
- ・絵本（幸手市）
- ・心理学関係（狭山市）
- ・国立国会図書館未所蔵（戸田市）
- ・アニメキャラクター等の絵本（東松山市）
- ・汚・破損以外は処分しない（松伏町）
- ・旅行案内 保存年限 5 年（吉川市）
- ・出版年が古く、一定期間利用のないもの金額の低いものは除籍の際に、プラスアルファとして考慮しています。（吉川市）
- ・内容が古くなったことで使えなくなった資料（当館の場合は、1993 年出版の首都圏の旅行ガイドや『重点解説法人税申告の実務 平成 21 年版』が単館所蔵本に該当しています）は除籍しても良いのではないかと思います。（北本市）
- ・発行からある程度期間が経過し資料価値のなくなるものは除籍しても良いのではないかと思います。（鴻巣市）

質問 6．雑誌の保存について該当するものを回答欄に御記入ください。

回答欄 6（ ）

- 現状どおり県立図書館のみで保存
- 市町村立図書館でも分担保存を検討した方が良い
- その他

a	59
b	2
c	1



その他：雑誌については、市町村立図書館の収蔵可能スペースに差があることも想定され、今後は県の統合される予定の図書館の計画いかんによるところが大きいと思われ、回答もそれにより、判断されるものではないでしょうか。(杉戸町)」

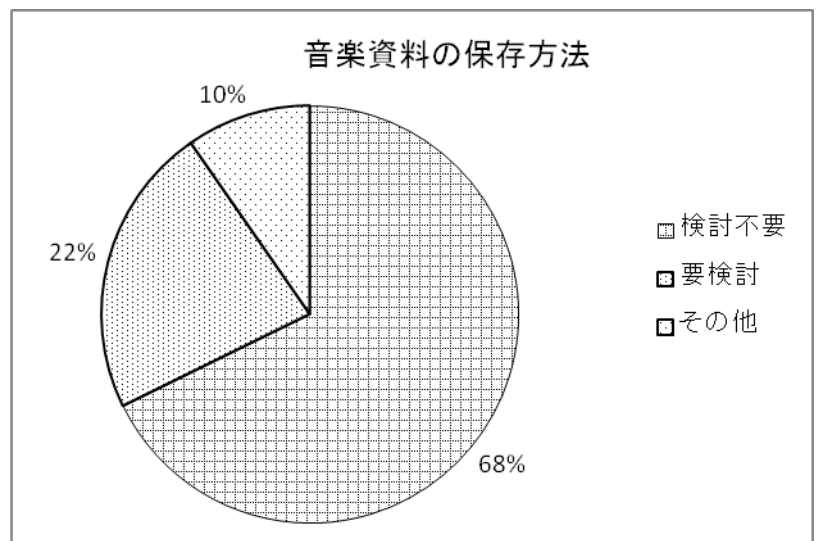
雑誌の保存については、現状どおり県立図書館のみで保存という回答が大多数を占めた。

質問 7. 音楽資料の保存について該当するものを回答欄に御記入ください。

回答欄 7 ()

- a. 利用できる状況で除籍することはほとんどないため検討不要
- b. 図書同様に検討する必要がある
- c. その他

a	42
b	14
c	6



その他

- ・音楽については、国立国会図書館の音楽・映像資料室に負えばよいと思う（志木市）
- ・音楽資料に付き、現状は除籍を考慮していないが、近い将来除籍・廃棄が必要になると思われるので継続検討事項として頂きたい。（伊奈町）

音楽資料の保存については、約7割（68%）の図書館が検討不要との回答であった。

質問8. その他、資料保存について御意見等ございましたら、御記入ください。

- ・共同保存場所で保存する郷土資料等で、スペース上等保存不可となる資料についての除籍・廃棄時の連絡体制及び、必要とする館への移動・保存体制の確立を望む。（伊奈町）
- ・郷土資料をどう扱うかを検討すべきと考えます。（志木市）
- ・保存しておきたいのはやまやまですが、開架も書庫も余裕がありません。汚・破損がひどく閲覧・貸し出しできない状態の本は、単館所蔵であっても除籍することはやむを得ないのではないのでしょうか。（桶川市）
- ・現状、収蔵能力を超え県内に1冊保存も困難な状況になっています。雑誌の分担収集も過去に県立図書館が保存開始する前に実施していたことで、飽和状態の市町村立図書館では不可能です。（春日部市）
- ・各館とも収蔵能力が限界に近いと思われます。当館では、閉架書庫での分担保存を始めていきます。単館所蔵リストは活用できていませんが、県内1冊かの確認は、除籍時に確認するようにしています。（熊谷市）
- ・県単位での協力体制の必要性は、感じるものの県内1冊本となるのは、専門書、良書あるいは、その対極に位置する資料が多く、後者の場合は役割とはいえ検討する必要があるのではないのでしょうか。（越谷市）
- ・資料保存の観点からみると、不要な資料というものはないと考えます。単館所蔵資料の多くは一般の利用はほとんどなく、年数回の相互貸借による貸出が主となり、保存の必要性は強く感じていますが、各館の扱いよりは共同保存資料として活用した方が有効活用できるのではないかと考えております。（滑川町）
- ・最後の1冊に該当しようがしまいが、必要な本は保存しています。ですから廃棄しようとして、それが保存図書であるのは当然かなりの負担になります。埼玉県全体として、所蔵しているものは（各館の事情とは別に）保存していきたいと考えスタートしたと、聞いています。ただ総合的に保管する施設の確保（県立図書館新館建設・広域保存館）までの、一時的措置とも聞いています。すでに10年近く経過し、各館の負担が重くなってきているのが事実です。かといって、質問5のような振り分けで廃棄するのでは、そもそもの目的がぼやけてしまうと考えられます。（館によって分類が一致しません。体験談を916のルポとするか、各ジャンルにしているか等を含め。またカジュアルな本で

も時代背景を確認するのに重要になったりします。) できれば、総合的に保存の必要の有無を査定する機関が必要なのではないかと考えます。そうなると一刻も早い保存館の設立を声に出していかざるを得ないと思われます。それで、協力者会議で提案しました。

「保存館の構想は完全にありえなくなっている」というのでしたら、そもそもの保存目的を見直し、どの範囲の資料の保存を必要とするか、から検討すべきだと思います。問5の設問では、将来貸して欲しい(保障したい資料)というより、捨ててしまいたいものの選定に傾かないかと不安を感じます。(ふじみ野市)

- 一度は除籍対象(保存価値がない)と判断したが、県内単館所蔵ということでやむなく保存している資料の行き先が決まるのはありがたいことだと思います。ただ、新たに保存場所が出来てもなんでもそこに送ればよいということではないことを共通認識として持ち、そのための基準作りが必要だと思います。もちろんそれは大変な作業かと思いません。(三郷市)
- 共同保存場所があれば一括して管理できるので良いと思います。汚破損状態でも県内1点のため保存している資料の今後などもまたご検討いただきたいです。(宮代町)
- 利用のなくなった古い資料を単館所蔵としていつまでも保存するのは無理である。(書庫の蔵書能力の限界)(三芳町)

